

有限会社岡崎建設 行動計画（第1期）

全ての従業員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年6月1日～令和4年3月31日

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知や情報提供を行う。

《対策》

- ① 令和元年 6月～ 就業規則及び育児休業等規程等を従業員がいつでも閲覧できるように共有スペース及び社内ネットワーク上に常備する。
- ② 令和元年 6月～ 法に基づく諸制度の情報収集を行い、休業希望者を把握した際には個別に情報提供を行う。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間7日以上、2年度目は1人あたり平均年間8日以上、3年度目は1人あたり平均年間9日以上とする。

《対策》

- ① 令和元年 6月～ 従業員に対して年次有給休暇の取得可能日数を再度周知するとともに、計画的な取得を呼びかける。
- ② 令和元年 8月～ 従業員の年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ③ 令和元年10月～ 年次有給休暇を取得していない従業員に対しては個別に面談を行い、有給休暇取得計画を策定する。
- ④ 令和2年 4月～ 1年度ごとに、①～③の対策を実施する。